

J I 及び C D M に係る事業の承認について（たたき台）

京都議定書に基づく共同実施（J I）及びクリーン開発メカニズム（C D M）に係る締約国としての事業の承認に関し、手続その他必要な事項を次のように定めてはどうか。

1. J I 及び C D M に係る事業の申請

- (1) J I 及び C D M に係る事業（以下「プロジェクト」という。）を日本国外で実施するため、日本政府の承認を得ようとする者は、別紙 1 の申請の手引きに従い、京都メカニズム活用連絡会（以下「連絡会」という。）構成省庁のいずれかの申請窓口提出しなければならない。
- (2) 申請を受理した省庁は、速やかに、当該申請書の写しを全ての連絡会構成省庁へ送付する。
- (3) 連絡会において、プロジェクト支援担当省庁を決定する。決定されたプロジェクト支援担当省庁名は、(8) の政府承認レター交付時に申請者に通知する。
- (4) 申請書に希望するプロジェクト支援担当省庁名の記入がある場合には、当該意向を踏まえて決定する。ただし、各プロジェクトについては、関係省庁が複数にまたがる場合も想定されるため、連絡会構成省庁において、プロジェクト支援担当省庁等として追加的に参加等の意見がある際には、必要に応じて連絡会において調整を行う。
- (5) プロジェクト支援担当省庁は、申請書を、2. の承認基準に従い審査し、審査結果を連絡会に報告する。
- (6) プロジェクトの資金源に公的資金が含まれており、申請者が、当該公的資金が O D A の流用でない旨の政府の確認を求めている場合においては、外務省は、当該公的資金が O D A の流用でないか否かを審査し、審査結果を連絡会に報告する。
- (7) 連絡会は、プロジェクト支援担当省庁の審査結果（(6) の場合は外務省も含む。）を踏まえ、プロジェクトの承認又は不承認を決定する。
- (8) プロジェクトが承認された場合には、速やかに、プロジェクト支援担当省庁より申請者に対し、別紙 4 の政府承認レターを交付する。
- (9) プロジェクトが不承認となった場合には、速やかに、プロジェクト支援担当省庁

より申請者に対し、その旨を、不承認となった理由とともに、文書により通知する。

- (10) 承認は可能な限り迅速に行うこととし、今後、実際に行われる承認手続に要する期間等に鑑みて、標準処理期間を定めるものとする。

2. 承認基準

承認の考え方としては、指定運営組織及びCDM理事会等が行うようなプロジェクトの内容の審査よりも、むしろ日本政府が、日本の事業者等の関与しているプロジェクトを把握することに主眼を置いている。

ただし、承認に当たっては、以下の項目については審査の対象となる。

- (1) 申請書に記入漏れ又は記入不足がないこと。
- (2) プロジェクトの内容が、京都議定書、マラケシュ合意その他の国際的合意事項に反するものでないこと。
マラケシュ合意その他の国際的合意事項については、連絡会が別に定める「京都メカニズム利用ガイド」を参照すること。
- (3) 破産その他の事由により、プロジェクトの適確な遂行が明らかに困難な経営状況等であると認められるものでないこと。

3. JI及びCDMに係る事業の報告

- (1) プロジェクト実施主体は、別紙2の事業報告の手引きに従い、プロジェクトの進捗状況をプロジェクト支援担当省庁に対して報告しなければならない。
- (2) プロジェクト支援担当省庁が複数ある場合には、そのいずれかに報告すればよいこととし、報告を受けた省庁は、速やかに、当該報告書の写しを他のプロジェクト支援担当省庁に送付する。

4. ホスト国政府との連絡及び交渉等

- (1) プロジェクト支援担当省庁は、当該プロジェクトに係る進捗状況を把握するとともに、ホスト国政府の承認並びに排出削減量等の発行を側面支援する。
- (2) プロジェクト支援担当省庁は、(1)の観点から、プロジェクト実施主体に対して、指導及び助言を行い、プロジェクトに関する報告を求めることができる。

- (3) 外務省は、ホスト国政府の J I 又は C D M 担当窓口 (J I 又は C D M 担当窓口が設置されていないホスト国政府にあっては、気候変動枠組条約担当窓口) に対し、政府承認レターの写しを送付するとともに、プロジェクト支援担当省庁と協議の上、必要な協力を求める。

- (4) 外務省は、ホスト国に所在する在外公館に J I 又は C D M の担当者を置き、プロジェクト支援担当省庁と協議の上、ホスト国政府との承認を得るための交渉支援及びプロジェクトの進捗状況に係る情報収集等を行う。

別紙 1 申請の手引き

・プロジェクトの実施主体

以下の各項目について記入してください。

A．国内のプロジェクト実施主体

1) 実施主体の名称 / 住所

(注) 実施主体が複数の場合は、代表を当該欄に記入し、他の実施主体は同じ項目について備考欄に記入してください。

2) 担当者の氏名 / 役職 / 連絡先 (住所 / 電話番号 / F A X 番号 / E mail アドレス)

3) 実施主体の主たる事業活動の概要

B．プロジェクトを実施する国 (ホスト国) におけるプロジェクト実施主体

1) 実施主体の名称 / 住所

(注) 実施主体が複数の場合は、代表を当該欄に記入し、他の事業実施主体は同じ項目について備考欄に記入してください。

2) 担当者の氏名 / 役職 / 連絡先 (住所 / 電話番号 / F A X 番号 / E mail アドレス)

3) 実施主体の主たる事業活動の概要

・プロジェクト情報

以下の各項目について記入してください。

A．プロジェクトの説明

1) プロジェクトの名称

・事業内容を簡潔に表したプロジェクトの名称を記入してください。

2) プロジェクトの対象地区の概要

・国名、プロジェクトサイトの住所、その他自然状況、社会・経済状況、政治状況等関連情報を可能な限り記入してください。

・プロジェクト対象地区を地図により図示してください。

3) プロジェクトの概要

・プロジェクトの目的、内容、温室効果ガスの削減又は吸収のための具体的措置を記入してください。

4) プロジェクトの対象とする温室効果ガス

・対象となるガスの種類を記入してください。

5) プロジェクトの実施スケジュール

・フィージビリティスタディの実施時期、プロジェクトの着手 / 操業 / 終了の時期、プロジェクトのモニタリング期間、プロジェクトによる削減又は吸収効果の発生する時期見込み、プロジェクトによる削減又は吸収効果の継続期間見込

みについて記入してください。

6) ホスト国の持続可能な開発の達成の支援

- ・ CDMは、ホスト国の持続可能な開発の達成を支援することも目的としています。これを踏まえ、当該プロジェクトがホスト国の持続可能な開発（経済面、環境面、社会面での発展）の達成を支援するものであることを説明してください。

7) プロジェクトの課題

- ・ 当該プロジェクトの実施に当たっての課題について記入してください。
- ・ 上記課題の克服のため、プロジェクト支援担当省庁に期待する支援内容があれば併記してください。

B. ホスト国の承認の可能性に関する情報

- ・ JI又はCDMに係るプロジェクトとして認められるためには、我が国政府のほかホスト国政府が当該プロジェクトにつき事前に承認する必要があります。これを踏まえ、当該プロジェクトがJI又はCDMとしてホスト国政府が承認する可能性について、プロジェクト実施主体で検討が行われている場合は、その検討の状況を記入してください。
- ・ 既にホスト国より承認を受けている場合には、承認書を添付してください。

C. 環境への影響

- ・ プロジェクト実施主体は、プロジェクト実施に伴う環境影響の分析又は評価を行い、第三者認証機関（指定運営組織等）等の審査を受ける必要があります。これを踏まえ、当該プロジェクトの実施に伴う環境（生態系、大気、水質、土壌等）への負の影響の見通し及びそれへの対応策について記入してください。

D. 資金源

1) 資金源

- ・ プロジェクトの全ての資金源及び出資又は融資する主体の名称を記入してください。

2) ODAの流用でない旨の確認

- ・ プロジェクトの資金源に公的資金が含まれている場合には、当該公的資金がODAの流用でない旨政府又は公的なODA実施機関により確認されていることが必要です。これを踏まえ、政府の確認書を求める申請者にとっては、その旨を記入してください。

. プロジェクト効果の見込み

- ・ JI及びCDMに係るプロジェクトは、当該プロジェクトを実施しない場合の温室効果ガスの排出量又は吸収量予測（ベースライン）と比較して、温室効果ガスの追加的な削減又は吸収の効果があることが求められます。これを踏まえ、以下の項目について記入してください。

- A . ベースラインの考え方及び排出量又は吸収量予測
- ・当該プロジェクトに係るベースラインの考え方及び排出量又は吸収量予測について記入してください。
- B . プロジェクトを実施した場合の排出削減量又は吸収量予測
- ・ベースラインの排出量又は吸収量予測を踏まえ、当該プロジェクトを実施した場合の温室効果ガスの排出削減量又は吸収量予測について記入してください。
 - ・予測する際には、リーケージ（プロジェクト境界外での温室効果ガスの排出量の増減）も考慮してください。
- . プロジェクト支援担当省庁の選択
- ・京都メカニズム連絡会構成省庁のうちから、支援を希望する省庁の名称を記入してください。ただし、特に希望がない場合は、空欄でも構いません。
- . その他
- A . 実施主体の財務状況
- ・国内のプロジェクト実施主体（複数ある場合にはその代表）の最近の事業年度に係る事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- B . 企業秘密
- ・申請者が本申請書の記載事項のうち、競争上の利益の確保の観点から非開示を求める部分があれば、当該部分にその旨記入してください。申請書の提出に際し、その記入がなかった場合には、申請書又はその記載内容が一般に公開されることがあります。
- C . 署名
- ・全ての国内のプロジェクト実施主体の代表者は、申請書最後部の署名欄に署名をしてください。

別紙 2 事業報告の手引き

承認後、以下の事項については、プロジェクト支援担当省庁（担当省庁が複数ある場合にはそのいずれか）に対し、関係書類を添えて報告をしてください。

- ・ 申請書記入事項に重大な変更があった場合
 - ・ 申請書記入事項について重大な変更があった場合には、変更部分を書面にて報告してください。
 - ・ 上記変更のため、先の承認が無効となり、再度承認申請をする必要が生じることがあります。

- ・ プロジェクトを中止等した場合
 - ・ 本承認後に、申請者がプロジェクトを中止し、又はプロジェクト実施主体の一部がプロジェクトから撤退した場合には、その旨書面にて報告してください。

- ・ ホスト国による承認書
 - ・ ホスト国により承認を受けた場合は、承認書を提出してください。
 - ・ ただし、本承認申請にホスト国の承認書を添付している場合は、提出する必要はありません。

- ・ プロジェクト設計書及びプロジェクト審査報告書
 - ・ 第三者認証機関（J Iの場合は独立組織、C D Mの場合は指定運営組織）に提出したプロジェクト設計書及び第三者認証機関によるプロジェクトの有効化、適格性審査に関する報告書を併せて書面にて提出して下さい。
 - ・ ただし、J Iの場合、ホスト国とプロジェクト実施主体との合意により、第三者認証機関の審査が不要となる場合がありますので、その際はプロジェクト設計書のみ提出して下さい。

- ・ プロジェクトがJ I又はC D Mとして認められた場合
 - ・ 6条監督委員会又はC D M理事会により、本プロジェクトがJ I又はC D Mとして認められた場合には、その旨報告してください。
 - ・ ただし、J Iの場合、ホスト国による承認のみでJ Iとして認められる場合がありますので、その場合は、 の承認書提出の際に併せて報告してください。

- ・ 排出削減量等が発行・移転された場合
 - ・ ホスト国（J Iの場合）又はC D M理事会（C D Mの場合）より、排出削減単位（E R U）又は認証された排出削減量（C E R）が発行され、プロジェクト実施主体に移転された場合には、当該E R U又はC E Rを書面で報告してください。